

原子力災害時における初動対応マニュアル

令和 7 年 7 月
新 潟 県

目 次

I 総則

1	本マニュアルの作成の目的	1
2	本マニュアルの位置づけ	1
3	本マニュアルの対象範囲と対象者	1
4	本マニュアル作成の考え方	2

II 対応編

1	基本方針	3
	《初動対応における基本事項（留意事項）》	4
2	災害対応の流れ	5
3	組織	6
4	活動体制及び活動項目	8
(1)	情報収集事態、警戒事態	8
(2)	施設敷地緊急事態	12
(3)	全面緊急事態	18
5	実務遂行マニュアル	20
(1)	事態発生時	20
	原子力安全対策課又は原子力安全調整監	
	防災局宿日直又は危機対策課	
(2)	情報収集事態	21
ア	原子力災害警戒本部	21
	本部長（危機管理監又は防災局長）	
	副本部長（防災局長等）	
	本部員（防災局課長、原子力安全調整監）	
	本部室（原子力安全対策課）	
	危機対策課	
(3)	警戒事態	23
ア	原子力災害警戒本部	23
	本部長（危機管理監又は防災局長）	
	副本部長（防災局長等）	
	本部員（防災局課長、原子力安全調整監）	
	本部室（原子力安全対策課）	
	防災企画課	
	危機対策課	
	消防課	
	広報広聴課	
	管財課通信管理室	
	柏崎地域振興局	
	本庁各部局	
	現地	
(4)	施設敷地緊急事態・全面緊急事態	29
ア	原子力災害対策本部	29
	本部長（知事）	
	副本部長（副知事）	
	統括調整部長（危機管理監）	
	応急対策各部長	

イ	原子力災害対策本部統括調整部	31
	統括調整グループ（調整担当）	
	統括調整グループ（情報分析担当）	
	広域応援・受援調整グループ	
	原子力対策班（県庁）	
	原子力対策班（OFC）	
	避難調整局	
	環境調査本部	
	情報収集班	
	ライフライン・交通情報班	
	救援救助班	
	航空運用調整班	
	総務局	
	広報局	
	渉外局	
ウ	原子力災害対策本部応急対策各部	42
	保健医療教育部	42
	被災者対策部	44
	食料物資部	45
	生活基盤対策部	46
	生活再建支援部	47
	治安対策部	47
エ	原子力災害現地対策本部	48
	現地本部長（副知事）	
	現地副本部長（原子力安全調整監）	
	現地本部	

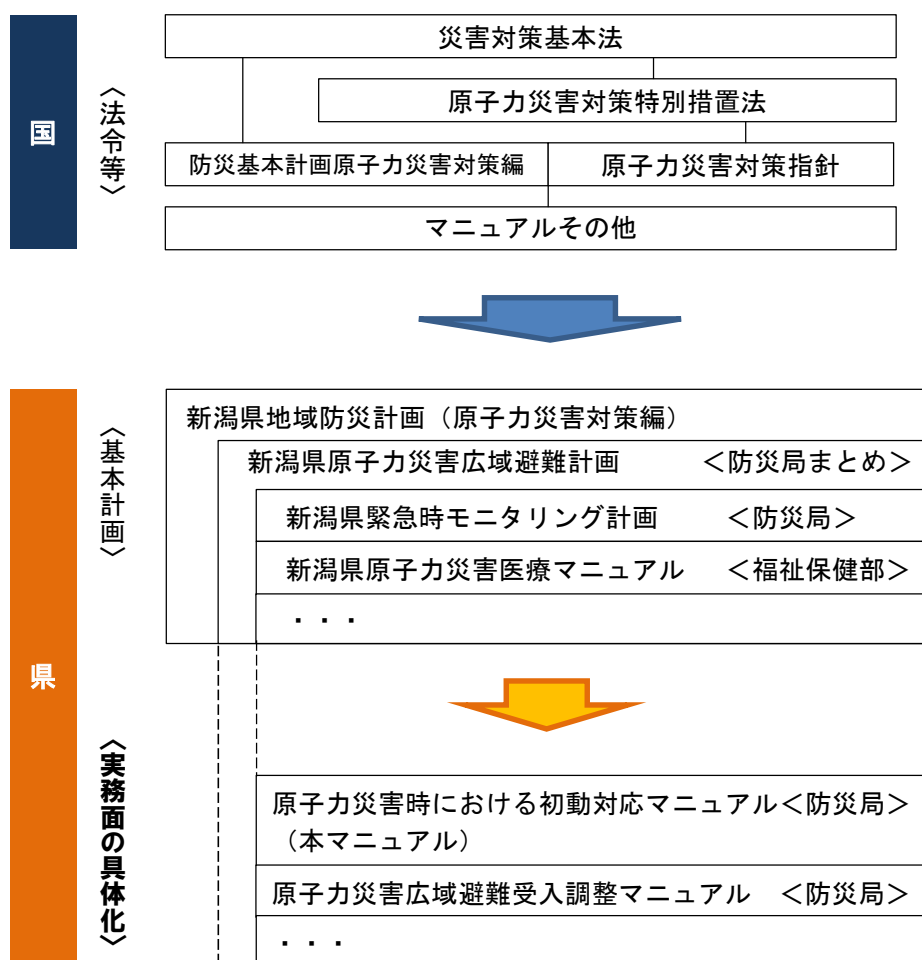
作	成	平成30年12月
修	正	平成31年3月
修	正	令和元年5月
修	正	令和2年6月
修	正	令和3年5月
修	正	令和3年10月
修	正	令和4年4月
修	正	令和6年4月
修	正	令和7年7月

I 総則

1 本マニュアル作成の目的

- 本県職員が新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づく原子力災害対策に係る初動対応を迅速かつ的確に講じられるよう、その実施すべき具体的活動内容を整理する。
- 県、国、関係市町村、自衛隊、県警察、関係消防本部、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者等の防災関係機関一体となった原子力防災体制の構築に資するよう、県と他の各防災関係機関との連絡調整・連携のあり方を整理する。

2 本マニュアルの位置づけ



3 本マニュアルの対象範囲と対象者

- 柏崎刈羽原子力発電所において、緊急事態（新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において、原子力施設の状況に応じて、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の4つに区分）に至った場合の初期段階における緊急事態応急対策（以下「初動対応」という。）を対象とする。
→新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言発出後の「原子力災害中長期対策」は対象外とする。
- 県庁及び柏崎刈羽原子力防災センター（以下「OFC」という。）における職員の活動を対象とする。

[緊急事態区分]

緊急事態区分	状 況	適用基準
情報収集事態	立地市村において、震度 5 弱以上の地震が発生した状況	1 柏崎市又は刈羽村で、震度 5 弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生またはそのおそれがある状況	1 柏崎市又は刈羽村で、震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき 2 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が 1 マイクロシーベルト／時を超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状況	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状況	1 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき

4 本マニュアル作成の考え方

- 実践性を重視し、初動対応がスムーズに行えるよう、要員個々の視点での具体的な活動（誰が、何を、どのような手段で、いつ行うのか）を整理している。
- 作成後も実動訓練等を通じた検証を実施する。固定的なものとせず、不断に見直しを行っていく。

Ⅱ 対応編

本編では、初動対応の基本方針、組織および動員計画（人、活動場所）ならびに活動内容の概要（全体の流れ図等）を整理している。

1 基本方針

- 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）で定められた災害対策本部等の設置基準に基づき、具体的な活動体制（組織および動員）を確立する。事態区分に応じ、要員一体となって、他の防災関係機関との連携を図りながら初動対応を推進する。
- また、新潟県緊急時モニタリング計画に基づき、警戒事態以降、平常時モニタリングを強化する。施設敷地緊急事態以降は、国の緊急時モニタリングセンターにおいて、国が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。放射性物質拡散の状況を把握し、国からの指示（要請）に基づき、または県独自の判断により必要な防護措置を実施する。

表 災害対策本部等の設置基準

活動体制	設置基準	緊急事態
■原子力災害警戒本部設置 （原子力安全対策課内） ・ 本部長 危機管理監 又は防災局長 ・ 副本部長 防災局長等 ・ 本部長 防災局課長等 ※関係部署で災害対策本部設置 準備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき	情報収集事態
	1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト／時を超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 5 その他知事が必要と認めたとき	警戒事態
■原子力災害対策本部設置 （危機管理センター） ・ 本部長 知事 ・ 副本部長 副知事 ・ 本部長 危機管理監、 各部長等 ■原子力災害現地対策本部設置 （OFC） ・ 現地本部長 副知事又は本部長が指名する 本部長	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	施設敷地緊急事態 （原災法10条） 特定事象
	1 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 2 その他知事が必要と認めたとき	全面緊急事態 （原災法15条） 緊急事態宣言

《初動対応における基本事項（留意事項）》

① 心得

- 住民等の生命の確保を最優先に考慮すること。
- 冷静に、正確かつ迅速な行動に努力すること。
- 自組織内および関係機関等との情報共有に努め、連携して行動すること。
- パニック防止（あせらない、あわてない、必死になりすぎない。ときには深呼吸を。）

② 情報伝達

〔口頭による情報伝達〕

- 自らの所属・氏名を明確に伝達するとともに、連絡先等を確認すること。
- 連絡の時刻、相手方の所属・氏名を記録すること。メモ等を確認しながら、連絡内容の漏れがないよう注意すること。
- 明瞭・簡潔に情報を伝達すること。復唱し、誤解を招かない伝達に努力すること。
- 数値、単位は確実に伝達すること。
- 相手が不在の場合は、代理者に確実に連絡依頼または再度連絡すること。

〔連絡様式による情報伝達〕

- 発信元、連絡先、連絡時刻を明確に記述すること。
- 伝達内容は、明瞭・簡潔に記述すること。
- 予め定められた手段、伝達経路等に従い、迅速に実施すること。

〔その他〕

- 庁内放送等を活用し、庁舎内関係者間での情報共有を図ること。

③ 会議の開催

- 会議開催案内は事前に明確に周知すること。開催時刻が近づいたら再度アナウンスすること。
- 会議冒頭で、会議の名称、目的、参加者、決定すべき事項の有無等を確認すること。また、予定終了時刻を明確化すること。
- 司会進行と判断者の役割を明確に区分すること。効率的議事進行に努力すること。
- 現段階の状況における参加者の認識を統一すること。
- 説明・報告は、端的に行うこと。
- 会議開催中に重大な事態の進展があった時は、議事を中断し、当該情報を報告すること。
- 終了時に、会議での決定事項を改めて確認すること。
- 終了時に、今後の予定、次回の開催予定等を明確化すること。

④ その他

- 報道機関向け提供資料など外部へ公表する資料については、作成者以外によるチェック（原則2名以上）を行った上で公表手続を行うこと。数値や地名等を扱う場合には特に注意すること。

2 災害対応の流れ

事態の進展	県の活動		国・ウェブサイトセンターの活動
-------	------	--	-----------------

[参考]福島原発事故 の進展状況

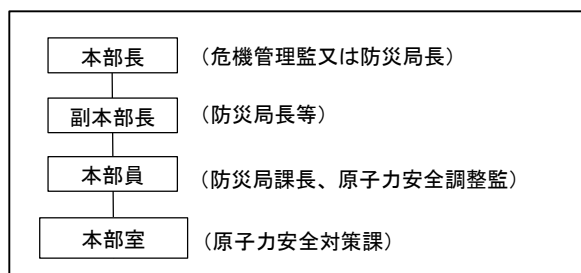
3月11日 14:46 地震発生 15:35 津波到達	平常時		・各システム、資機材等メンテナンス			
	トラブル発生		(通常体制)		・情報収集、伝達	
	情報収集事態		・要員参集 ・原子力災害警戒本部設置(原子力安全対策課) ・住民等への情報伝達 ・要配慮者等の避難準備	・平常時モニタリング強化	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室	
	警戒事態			・緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部	・緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備
15:42 10条通報(全交流電源喪失)	施設敷地緊急事態	原災法10条通報	・要員参集 ・原子力災害対策本部設置 ・現地対策本部設置 ・PAZ施設敷地緊急事態要避難者の避難 ・UPZ内屋内退避準備	環境調査本部設置 ・緊急時モニタリングの実施 ・(国)緊急時モニタリングセンターへ参画	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部 ・現地事故対策連絡会議の開催	・緊急時モニタリングセンター設置 ・緊急時モニタリングの実施
16:45 15条該当事象発生報告(非常用炉心冷却装置注水不能)		原災法15条該当事象発生	・PAZ避難 ・UPZ屋内退避		・原子力災害合同対策協議会の開催	
19:03 原子力緊急事態宣言		原子力緊急事態宣言				
21:23 3km圏内避難、10km圏内屋内退避	全面緊急事態	炉心損傷等の通報				
		放射性物質の放出	【OIL1超】(数時間内に区域特定) ・即時避難 ・原子力災害医療 【OIL2超】(1日以内に区域特定) ・一時移転(1週間程度内) ・地域生産物の摂取制限			
		放射性物質放出の停止	【OIL6超過】(1週間以内に測定・分析) ・飲食物摂取制限、出荷制限	【0.5μSv/h超】(数日以内に区域特定) ・飲食物中の放射性核種濃度測定 ⇒OIL6判断		
		原子力緊急事態解除宣言				
3月12日 5:44 10km圏内避難 18:25 20km圏内避難						

(注) 福島原発事故の事態進展時間及び避難等の対応はあくまで当時の状況を参考として示したもの。
緊急時には実際の事故時の進展時間に合わせて対応するものとする。

3 組織

【 県本部体制図 】

【原子力災害警戒本部】（情報収集事態時、警戒事態時）



※原子力災害対策本部設置に関係する部署は設置準備

○要員招集方法

設置基準となる事象が発生した場合、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）や国等から連絡を受けた連絡責任者又は連絡責任者の代務者等※が防災局宿日直又は危機対策課に連絡し、防災局宿日直又は危機対策課が、防災情報伝達システムで指定職員（「原子力災害警戒」）に参集メールを送信する。

※①原子力安全対策係長、②課長補佐（技）、③原子力安全調整監、④課長補佐（事）、⑤原子力防災対策係長、⑥課長

原子力災害警戒のメール先

危機管理監	
防災局長	
防災局次長	
原子力安全調整監	
原子力安全対策課	全職員
防災企画課	課長、課長補佐ほか 2 名
危機対策課	課長、課長補佐ほか 3 名
消防課	課長、課長補佐ほか 2 名
広報広聴課	課長、課長補佐ほか 2 名
管財課通信管理室	室長ほか 3 名
柏崎地域振興局	地域整備部副部長（業務課長）ほか 3 名
本庁各部局	部局連絡指令者ほか各 2 ～ 3 名

（※ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、防災局は全職員登庁）

【原子力災害対策本部】（施設敷地緊急事態時、全面緊急事態時）

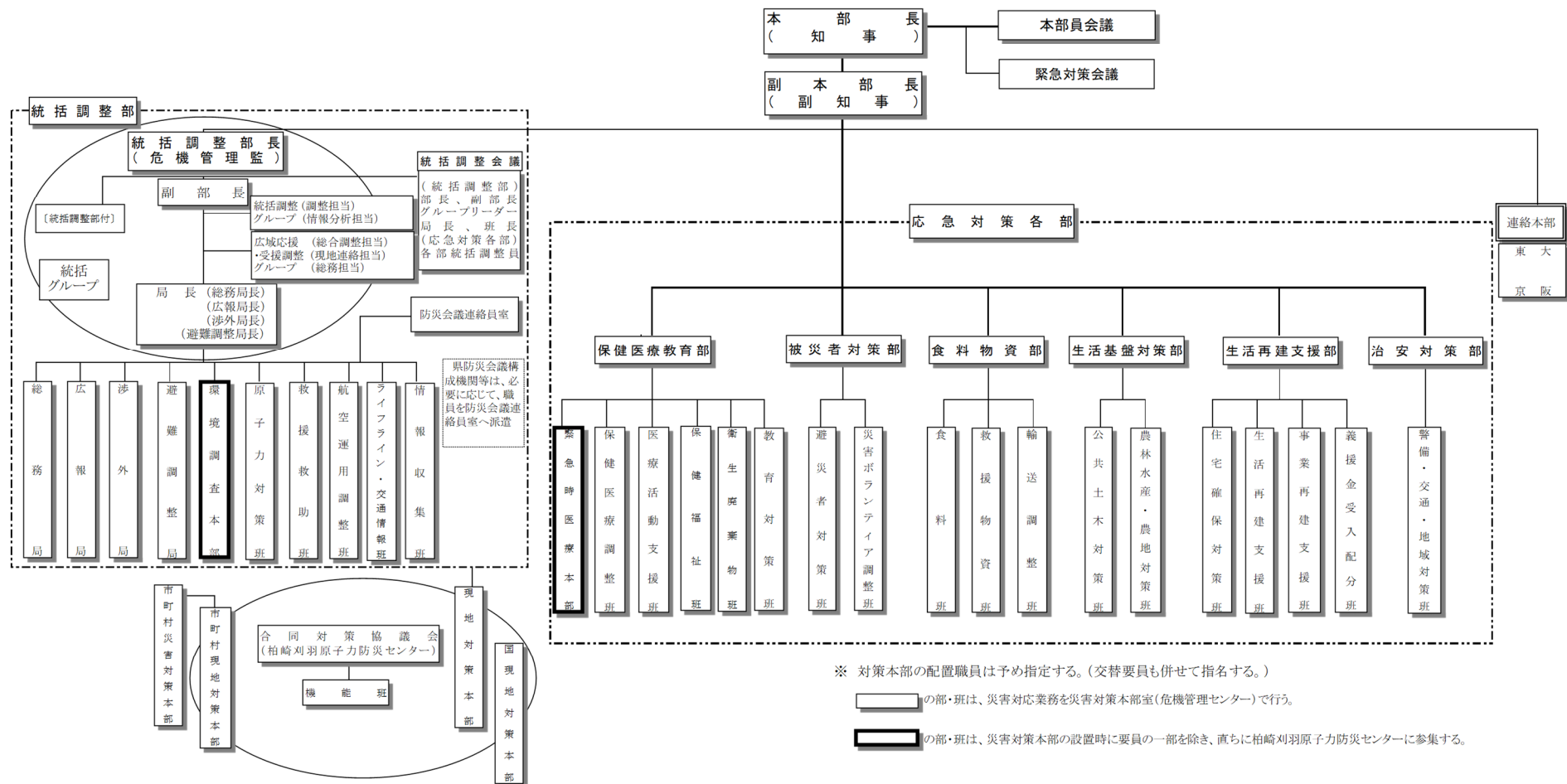
次頁 原子力災害対策本部組織

○要員招集方法

東京電力や国から連絡を受けた連絡責任者又は連絡責任者の代務者等※が防災局宿日直又は危機対策課に連絡し、防災局宿日直又は危機対策課が、防災情報伝達システムで指定職員（「2025 年原子力災害」）に参集メールを送信する。

※①原子力安全対策係長、②課長補佐（技）、③原子力安全調整監、④課長補佐（事）、⑤原子力防災対策係長、⑥課長

原子力災害対策本部組織



4 活動体制及び活動項目

緊急事態区分毎に、活動体制及び活動項目を整理。

(1) 情報収集事態、警戒事態

活動体制	原子力災害警戒本部
------	-----------

① 原子力災害警戒本部

所掌事務	本部長 (危機管理監又は防災局長)	原子力災害警戒本部の事務の総括 ・本部室から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ・指示の徹底及び各部局の情報交換と対応調整等のため必要に応じて本部会議を招集 ・本部会議を開催、状況を把握し、必要事項を指示 ・必要に応じて、知事へ状況を報告 ・必要に応じて、県警察、新潟地方気象台、第九管区海上保安本部等の防災関係機関に対し本部会議への出席を依頼	
	副本部長 (防災局長等)	本部長の補佐、本部長に事故あるときは本部長職務代理 ・本部長を補佐（本部長職務代理として活動） ・本部室から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ・本部室から各種連絡・情報に係る報告を受け、必要に応じて本部長等へ伝達 ・本部会議に参画 ・本部長の指示により、知事へ状況を報告	
	本部員	原子力災害警戒本部の事務の遂行への参画 ・本部室から各種連絡や情報提供を受け、必要に応じ当該課へ伝達 ・本部会議に参画	
	本部室 (原子力安全対策課)	原子力安全対策課長	1 原子力災害警戒本部の事務処理の総括 2 公表資料の確認、報道機関からの問い合わせ対応
		原子力安全調整監 課長補佐(技)	1 公表資料の確認、報道機関からの問い合わせ対応
		課長補佐(事)	1 県議会議員からの問い合わせ対応
		企画調整係	1 本部会議の開催に関する事務 2 知事、副知事への情報提供（資料配付） 3 報道発表資料の印刷、広報広聴課への持込み 4 本部設置や県の報道発表などについて関係部局、関係機関に情報提供 5 その他原子力災害警戒本部の庶務
		原子力防災対策係	1 原子力災害警戒本部設置等に関する報道発表について原子力安全対策係に依頼 2 本部設置や県の報道発表、国からの要請などについて市町村へ情報提供 3 新潟地方気象台へ気象情報の提供依頼及び気象情報の収集・整理 4 OFCに職員を派遣し、非常用発電設備、放射線防護対策設備等の点検などOFC立ち上げ準備

			【警戒事態発生以降】	
			5 柏崎刈羽原子力規制事務所等関係機関との情報共有 (発電所の事故情報については安全対策係)	
			6 避難の必要性及び住民がとるべき行動等に関する報道発表資料の作成	
			7 O F C や市町村を結ぶテレビ会議システムの起動	
			8 市町村と協力し、PAZの受入先の調整、避難道路等の検討を開始	
		原子力安全対策係	1 発電所の事故に関する情報の収集・整理 ・東京電力 ・柏崎刈羽原子力規制事務所	
			2 事故及びモニタリングに関する報道発表資料等を必要に応じ、また定期的に作成し、報道発表	
			【警戒事態発生以降】	
			3 必要に応じ情報収集のため職員を発電所へ派遣	
		放射線監視係	1 放射線監視センターへ放射線監視の強化等を指示 ・放射線監視の強化 ・モニタリング結果の報告 ・緊急時モニタリング等の準備	
			2 モニタリング結果のホームページ等での公表	
			3 環境調査本部要員に登庁待機するよう連絡	
			【警戒事態発生以降】	
			4 環境調査本部要員に参集するよう連絡	
要員	本部長	危機管理監又は防災局長		1 名
	副本部長	防災局長等		1 名
	本部員	原子力安全調整監、防災局各課長		5 名
	本部室（原子力安全対策課）	原子力安全対策課長		(1 名)
		課長補佐(事)		1 名
		課長補佐(技)		1 名
		企画調整係	本部会議開催準備、会議運営、議事録作成	1 名
			資料配付、報道資料印刷・配布	1 名
		原子力防災対策係	報道発表資料の作成	1 名
			市町村、関係機関への情報提供	1 名
			テレビ会議システム起動、運用	1 名
			気象情報の収集・整理、避難調整	1 名
			O F C 立ち上げ準備	(1 名)
		原子力安全対策係	事故情報の収集整理、報道資料作成	4 名
	発電所で情報収集		1 名	
	放射線監視係	監視強化の指示、モニタリング結果の公表	2 名	
		計		
活動場所等	原子力安全対策課執務室、危機管理センター災害対策本部会議室			

() : 再掲

② 防災企画課

所掌事務	ＯＦＣ派遣の準備（車両手配等）		
要員	課長、課長補佐、課職員２名	4	名
活動場所等	防災企画課執務室		

③ 危機対策課

所掌事務	関係機関への連絡、原子力災害対策本部設置の準備（設営）、防災ポータルによる情報発信、本庁各部局の招集		
要員	課長、課長補佐、参事、課職員２名	5	名
活動場所等	危機対策課執務室		

④ 消防課

所掌事務	原子力災害対策本部設置の準備（設営）		
要員	課長、課長補佐、課職員２名	4	名
活動場所等	消防課執務室		

⑤ 広報広聴課

所掌事務	報道発表及び報道要請、報道対応		
要員	課長、課長補佐、課職員２名	4	名
活動場所等	広報広聴課執務室		

⑥ 管財課通信管理室

所掌事務	無線通信回線状況確認（地上系、衛星系、移動系）、災害現地連絡用無線機の搬送準備		
要員	室長、室職員３名	4	名
活動場所等	管財課通信管理室執務室		

⑦ 柏崎地域振興局（⑩原子力災害現地対策本部原子力対策班と重複）

所掌事務	プレスセンター（柏崎地域振興局３階会議室）及びプレス控室（同２階会議室）の設営準備		
要員	地域整備部副部長（業務課長）、地域整備部職員２名、農業振興部副部長（庶務課長）	4	名
活動場所等	地域振興局２階及び３階会議室		

⑧ 放射線監視センター

所掌事務	平常時モニタリング強化、緊急時モニタリング準備		
要員	所長、次長、監視調査課長、センター職員７名	10	名
活動場所等	放射線監視センター、放射線監視センター新潟分室、ＯＦＣ		

⑨ 本庁各部局

地震、津波以外で警戒事態に該当した際に以下のとおり配備

所掌事務	各部局内の連絡調整・情報共有、本部室との連絡調整、情報共有		
要員	知事政策局	政策統括監、政策企画課、秘書課	3 名
	総務部	企画主幹、財政課	2 名
	環境局	企画主幹、環境政策課	2 名

要員	福祉保健部	企画主幹、福祉保健総務課、地域医療政策課	3 名
	産業労働部、観光文化スポーツ部	企画主幹、産業政策課、観光企画課	3 名
	農林水産部	企画主幹、農業総務課	2 名
	農地部	企画主幹、農地管理課	2 名
	土木部	企画主幹、監理課	2 名
	交通政策局	企画主幹、交通政策課	2 名
	出納局	管理課	2 名
	病院局	総務課	2 名
	企業局	総務課	2 名
	教育庁	企画主幹、総務課	2 名
	計		29 名
活動場所等	各課執務室		

⑩ 原子力災害現地対策本部原子力対策班

設置は施設敷地緊急事態発生後だが警戒事態段階で要員は参集

所掌事務	O F Cにある県の電話・FAXの機能確認、及びプレスセンター（柏崎地域振興局 3 階会議室）、プレス控室（同 2 階会議室）の設営 非常用発電設備、放射線防護対策設備等の点検		
要員	現地対策本部原子力対策班に指定されている要員		18 名
活動場所等	O F C、地域振興局 2 階及び 3 階会議室		

⑪ 環境調査本部（設置前）

設置は施設敷地緊急事態発生後だが警戒事態段階で現地本部要員は参集
新潟県緊急時モニタリング実施要領による。

⑫ 緊急時医療本部（設置前）

設置は施設敷地緊急事態発生後だが警戒事態段階で現地本部要員は参集
新潟県原子力災害医療マニュアル、新潟県安定ヨウ素剤配布計画及び
新潟県避難退域時検査（スクリーニング）・簡易除染マニュアルによる。

※次の場合に原子力災害警戒本部を廃止する

- ・ 原子力災害対策本部が設置された場合
- ・ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- ・ その他本部長が必要がなくなつたと判断した場合

(2) 施設敷地緊急事態

活動体制	原子力災害対策本部
------	-----------

本部会議	・ 本部長、副本部長、統括調整部長及び本部長がその都度指示する本部員をもって構成。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則。 ・ 災害対策に関する重要事項の協議のため、本部長が必要に応じ招集。 <協議事項> - a 市町村の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項 - b 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項 - c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項 - d 公用令書による公用負担に関する事項 - e その他災害対策上重要な事項 <本部員> 統括調整部長（危機管理監）、保健医療教育部長、被災者救援部長、食料物資部長、生活基盤対策部長、生活再建支援部長、治安対策部長（警察本部長）及びその他必要に応じてその都度本部長が指名又は委嘱する県職員
------	--

① 原子力災害対策本部

所掌事務	本部長 (知事)	本部の事務の総括、本部職員の指揮監督 ・ 防災局から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ・ 本部の事務を総括し、本部員を指揮監督 ・ 現地対策本部長から報告を受け、現地状況を把握 ・ 災害対策に関する重要事項の協議のため必要に応じ本部会議を招集 ・ 災害対策本部会議を開催、各部の対応状況を把握し、必要事項を指示 ・ 必要に応じて、関係市町村長と連絡調整 防護措置 ・ 国からの要請事項等に対する対応を検討、決定 広報活動 ・ 県民への呼びかけ文の作成、発信を指示 ・ 必要に応じて、記者会見。メディアを通じ県民へ呼びかけ	
	副本部長 (副知事)	本部長を補佐、本部長に事故あるときは本部長職務代理	
要員	本部長	知事	1 名
	副本部長	副知事	1 名
活動場所等	災害対策本部会議室		

② 原子力災害対策本部統括調整部

所掌事務	本部の活動を掌理するとともに、各部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進		
	統括調整部長	統括調整部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督 ・ 統括調整部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督 ・ 必要に応じ統括調整会議を招集	
	統括調整部副部長	部長に事故あるときは部長職務代理(第1順位 防災局長) 副部長のうち1名は広域応援・受援調整を担当	

所掌事務	統括調整グループ 調整担当 情報分析担当 広域応援・受援調整G 原子力対策班 避難調整局 環境調査本部 情報収集班 ライフライン・交通情報班 救援救助班 航空運用調整班 総務局 広報局 渉外局	所掌事務は新潟県地域防災計画（原子力災害対策編：資料編）の2-1-(2)のとおり グループリーダーは統括調整部長の命を受け、統括調整グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督 <主な事務> ・総合進行管理 ・災害対策本部運営 ・情報収集 ・救助部隊の活動調整 ・広報 ・避難指示の内容の検討 ・環境放射線モニタリング ・発電所との連絡調整 等	
要員	統括調整部長	危機管理監	1 名
	部長補佐		1 名
	副部長	防災局長、企業局長、人事委員会事務局長、防災局次長	4 名
	副部長補佐		1 名
	統括調整グループリーダー	危機対策課長	1 名
	サブリーダー（調整担当）		3 名
	グループ員	（避難調整後＋1名）	10 名 2（名）
	サブリーダー（情報分析担当）		2 名 （1名）
	グループ員	（避難調整後＋2名）	8 名 （2名）
	広域応援・受援調整グループリーダー	防災企画課長	1 名
	サブリーダー		1 名
	グループ員	（避難調整後＋1名）	10 名 （1名）
	原子力対策班長	原子力安全対策課長	1 名
	副班長	原子力安全調整監、原子力防災対策係長、原子力安全対策係長	3 名
	班員		5 名
	避難調整局長（兼）	防災局長	（1名）
	副局長（兼）	危機対策課長、防災担当参事、危機対策課課長補佐	（3名）
	局員		20 名 （1名）
	環境調査本部副本部長	原子力安全対策課課長補佐（技）	1名
	本部員		3 名
	情報収集班長	行政改革課長	1 名
	副班長	市町村課課長補佐	1 名
	班員		13 名
	ライフライン・交通情報班長	交通政策課長	1 名
	副班長	道路建設課課長補佐	1 名
	班員	（避難調整後＋2名）	11 名 （2名）

	救援救助班長	消防課長	1 名
	副班長（兼）、副班長	消防防災航空隊副隊長、消防課消防係長	2 名
	班員	（航空運用調整班兼務）	10 名
	航空運用調整班長	危機対策課危機管理担当参事	1 名
	副班長	消防防災航空隊副隊長、危機対策課ヘリコプター管理事務所危機対策専門員	2 名 （1名）
	総務局長	総務部長	1 名
	副局長	管財課課長補佐	1 名
	局員（態勢整備担当）		6 名
	局員（救助事務担当）	（避難調整後＋1名）	5 名 （1名）
	広報局長（兼）	知事政策局長	1 名 （1名）
	副局長	広報広聴課長、ICT推進課長	2 名
	局員		8 名
	渉外局長	知事政策局長	1 名
	副局長	政策企画課長	1 名
	局員		5 名
	統括調整部付	監査委員事務局長、議会事務局長、労働委員会事務局長、教育長	4 名
	計		155 名 （16名）
活動場所等	災害対策本部		

③ 原子力災害対策本部応急対策各部

所掌事務	新潟県地域防災計画（原子力災害対策編：資料編）の2-1-(2)のとおり ＜主な事務＞ 【保健医療教育部】 医療活動、保健衛生、要配慮者支援、廃棄物処理等の市町村支援、児童・生徒への対応、原子力災害医療、飲食物等の摂取制限 等 【被災者救援部】 避難所運営に係る市町村協力、応急仮設住宅の建設、ボランティア支援 等 【食料物資部】 食料・生活必需品等の供給、受入調整、物資・要員等の支援要請、緊急輸送 等 【生活基盤対策部】 公共土木施設の応急復旧、農作物・農業用施設の応急復旧、汚染農作物の流通規制 等 【生活再建支援部】 雇用に関する支援、需給・価格状況の監視、被災者の生活再建、事業再建に係る支援、義援金受入等 【治安対策部】 災害警備活動、県・警察との連絡調整 等		
要員	保健医療教育部長	病院局長	1 名
	副部長	福祉保健部長	1 名
	統括調整員	福祉保健総務課企画主幹、教育庁総務課企画主幹	2 名
	班員等		57 名 （2名）
	被災者対策部長	環境局長	1 名

	副部長	総務部副部長	1 名
	統括調整員	財政課企画主幹、環境政策課企画主幹	2 名
	班員等	(避難調整後+1名)	21 名 (1名)
	食料物資部長	農林水産部長	1 名
	副部長	交通政策局長	1 名
	統括調整員	農業総務課企画主幹、交通政策課企画主幹	2 名
	班員等	(避難調整後+5名)	61 名 (5名)
	生活基盤対策部長	土木部長	1 名
	副部長	農地部長	1 名
	統括調整員	農地管理課企画主幹	1 名
	班員等		15 名
	生活再建支援部長	産業労働部長	1 名
	副部長	観光文化スポーツ部長、出納局長、都市局長	3 名
	統括調整員	産業政策課企画主幹、監理課企画主幹	2 名
	班員等	(避難調整後+6名)	39 名 (6名)
	治安対策部長	警察本部長	1 名
	副部長	警備部長	1 名
	統括調整員	警備第二課長	1 名
	班員等		7 名
	計		224 名 (14名)
活動場所等	各班(課)執務室		

④ 原子力災害現地対策本部

所掌事務	現地本部長	本部長の名を受け現地対策本部の事務を掌理し、現地対策本部員を指揮監督 ・ 現地対策本部の事務を掌理し、現地対策本部員を指揮監督 ・ 現地事故対策連絡会議に出席 ・ 現地状況を把握し、本部長に報告	
	現地副本部長	現地本部長を補佐、現地対策本部長に事故あるときは現地対策本部長職務代理 ・ 現地本部長を補佐 ・ 現地事故対策連絡会議に出席	
	現地本部	1 現地事故対策連絡会議に出席し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報共有 2 国現地本部長受入れのためのヘリの離発着用照明器具の動作確認、配置等のヘリポートの準備 3 本部からの情報(被害状況やライフライン・交通など)や県の応急対策の状況等を国、市町村の現地対策本部へ情報提供 4 現地の状況を本部に連絡	
要員	現地本部長	副知事	1 名
	現地副本部長	防災局次長	1 名
	現地本部員 (兼機能班かつ連絡会議出席)	福祉保健部長(医療班) 医師・看護職員確保対策課長(医療班) 原子力安全対策課課長補佐(事)(住民安全班) 原子力安全対策課課員(総括班)	7 名

		広報広聴課課長補佐（広報班） 柏崎地域振興局地域整備部副部長（運営支援班） 放射線監視センター次長（放射線班）	
	現地本部員 （兼機能班（上記の者除く））	（住民安全班） 1 （総括班） 1 （広報班） 4 （運営支援班） 2 （医療班） 10	18 名
	現地本部員（原子力対策班）		3 名
	現地本部員（環境調査本部）	EMCに派遣（一部要員を除く）	49 名
	現地本部員（治安対策部）		4 名
	計		83 名
活動場所等	O F C		

⑤ 現地事故対策連絡会議の機能班への派遣職員

所掌事務	原子力災害対策マニュアル 第3編第1章の機能班別業務に記載のとおり ＜主な業務＞ 【総括班】 ・ オフサイトセンターの運営・管理と班間の連絡・調整 ・ 現地事故対策連絡会議運営 等 【広報班】 ・ 報道機関への対応 ・ 住民からの問い合わせ等への対応 【放射線班】 ・ 国本部、緊急時モニタリングセンターとの情報共有 等 【医療班】 ・ 被災者の医療活動の調整・避難退域時検査（スクリーニング）、除染、原子力災害医療に関する情報収集 ・ 避難退域時検査（スクリーニング）に関する要員・資機材の調整 等 【住民安全班】 ・ 避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・ 住民避難状況に係る情報収集 等 【運営支援班】 ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンター参集者の食料等の確保 等		
要員	総括班		2 名
	広報班		5 名
	放射線班		1 名
	医療班		12 名
	住民安全班		2 名
	運営支援班		3 名
	計		25 名
活動場所等	O F C		

⑥ 環境調査本部

現地の環境調査本部員はEMCに派遣（一部要員を除く）
 新潟県緊急時モニタリング実施要領による。

⑦ 緊急時医療本部

新潟県原子力災害医療マニュアル、新潟県安定ヨウ素剤配布計画及び
新潟県避難退域時検査（スクリーニング）・簡易除染マニュアルによる。

(3) 全面緊急事態

活動体制	原子力災害対策本部
------	-----------

本部会議	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)
------	---------------------

① 原子力災害対策本部

所掌事務	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)
要員	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)
活動場所等	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)

② 原子力災害対策本部統括調整部

所掌事務	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)
要員	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)
活動場所等	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)

③ 原子力災害対策本部応急対策各部

所掌事務	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)
要員	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)
活動場所等	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)

④ 原子力災害現地対策本部

所掌事務	現地本部長	本部長の名を受け現地対策本部の事務を掌理し、現地対策本部員を指揮監督 ・ 現地対策本部の事務を掌理し、現地対策本部員を指揮監督 ・ 原子力災害合同対策協議会に出席 ・ 現地状況を把握し、本部長に報告
	現地副本部長	現地本部長を補佐、現地対策本部長に事故あるときは現地対策本部長職務代理 ・ 現地本部長を補佐 ・ 原子力災害合同対策協議会に出席
	現地本部	1 原子力災害合同対策協議会に出席し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報共有 2 本部からの情報(被害状況やライフライン・交通など)や県の応急対策の状況等を国、市町村の現地対策本部へ情報提供 3 現地の状況を本部に連絡
要員	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ。ただし、「連絡会議」→「協議会」)	
活動場所等	(「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ)	

⑤ 原子力災害合同対策協議会の機能班への派遣職員

所掌事務	原子力災害対策マニュアル 第3編第1章の機能班別業務に記載のとおり ＜主な業務＞ 【総括班】 ・ オフサイトセンターの運営・管理と班間の連絡・調整 ・ 合同対策協議会運営 等 【広報班】 ・ 報道機関への対応 ・ 住民からの問い合わせ等への対応 【放射線班】 ・ 国本部、緊急時モニタリングセンターとの情報共有 ・ 除染等の措置等に関する調整 等 【医療班】 ・ 被災者の医療活動の調整・避難退域時検査（スクリーニング）、除染、原子力災害医療に関する情報収集 ・ 避難退域時検査（スクリーニング）に関する要員・資機材の調整 等 【住民安全班】 ・ 避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・ 住民避難状況に係る情報収集 等 【運営支援班】 ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンター参集者の食料等の確保 等
要員	（「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ）
活動場所等	（「(2) 施設敷地緊急事態」に同じ）

⑥ 環境調査本部

現地の環境調査本部員はEMCに派遣（一部要員を除く）

新潟県緊急時モニタリング実施要領による。

⑦ 緊急時医療本部

新潟県原子力災害医療マニュアル、新潟県安定ヨウ素剤配布計画及び
新潟県避難退域時検査（スクリーニング）・簡易除染マニュアルによる。

5 実務遂行マニュアル

地域防災計画（原子力災害対策編）に則り、具体的な内容を整理している。

各要員は、本マニュアル記載の活動内容を基本にしつつ、県民の安全の確保を最優先に、臨機応変に適時適切な活動を行うこと。

各要員自らが所属する担当の職務を把握できるよう、各担当別に次の緊急事態区分と活動項目に分けられるものは分けて具体的な活動内容を整理している。

＜緊急事態区分＞

「事態発生時」「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」

＜活動項目＞

- | | |
|--------------|--------------|
| ①情報の収集・整理・連絡 | ②対策本部等の設置・運営 |
| ③広報活動 | ④モニタリング |
| ⑤防護措置 | |

※ 文末の()で記載している数字は、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)の関連頁番号

(1) 事態発生時

担当	区分	①情報の収集・整理・連絡
原子力安全対策課 又は原子力安全調整監	事態発生時	□連絡責任者又は連絡責任者の代務者等※が東京電力等からの連絡を受信 ※①原子力安全対策係長、②課長補佐(技)、③原子力安全調整監、④課長補佐(事)、⑤原子力防災対策係長、⑥課長 【警戒事態該当事象発生時】 ・東京電力から警戒事態に該当する事象発生の連絡 ・放射線監視センター所長から直接または放射線監視係長を経由し、空間放射線量率が1マイクロシーベルト／時を超えた旨の連絡 →警戒事態に該当すると判断した場合、防災局宿日直に対し参集メール（原子力災害警戒）の送信を指示 【施設敷地緊急事態又は全面緊急事態該当事象発生時】 ・東京電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象発生の連絡 ・放射線監視センター所長から直接または放射線監視係長を経由し、原子力事業所の区域の境界付近において空間放射線量率5マイクロシーベルト／時が検出された旨の連絡 →防災局宿日直に対し参集メール（2025 原子力災害）の送信を指示
防災局宿日直 又は 危機対策課	事態発生時	□原子力安全対策課又は原子力安全調整監からの指示に基づき防災情報伝達システムで参集メール（原子力災害警戒）又は（2025 原子力災害）を送信 原子力災害警戒のメール先 危機管理監 防災局長 防災局次長 原子力安全調整監 原子力安全対策課 防災企画課 危機対策課 消防課 広報広聴課 管財課通信管理室 柏崎地域振興局 地域整備部副部長（業務課長） 本庁各部署 全職員 課長、課長補佐ほか2名 課長、課長補佐ほか3名 課長、課長補佐ほか2名 課長、課長補佐ほか2名 室長ほか3名 ほか3名 部局連絡指令者ほか各2～3名

(2) 情報収集事態

情報収集事態での原子力災害警戒本部の設置は、柏崎市又は刈羽村で、震度５弱以上を観測する地震が発生したとき又は発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたときとしている。震災対応の警戒本部も設置されており、原子力災害警戒本部は発電所やモニタリングポスト、ＯＦＣの被害状況の確認が主となる。

ア 原子力災害警戒本部

担当	区分	②対策本部等の設置・運営
本部長 (危機管理監又は防災局長)	情報収集事態	☐ 本部室から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 本部長として警戒本部の活動を掌握、本部員を指揮 ☐ 指示の徹底及び各部局の情報交換と対応調整等のため、必要に応じて本部会議を召集 ☐ 本部会議を開催、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 必要に応じて、県警察、新潟地方気象台、第九管区海上保安本部等の防災関係機関に対し本部会議への出席の依頼を本部員に指示 ☐ 必要に応じて、知事へ状況を報告
副本部長 (防災局長等)	情報収集事態	☐ 本部室から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 副本部長として本部長を補佐（本部長職務代理として活動） ☐ 本部室から各種連絡・情報に係る報告を受け、必要に応じて本部長等へ伝達 ☐ 本部会議に参画 ☐ 本部長の指示により、知事へ状況を報告
本部員 (原子力安全調整監、防災局各課長)	情報収集事態	☐ 本部会議に参画 ☐ 本部長の指示に基づき課員へ指示

担当	区分	①情報の収集・整理・連絡	②対策本部等の設置・運営	③広報活動	④モニタリング
本部室(原子力安全対策課)	情報収集事態	☐ (安) 柏崎刈羽原発に被害の有無、内容を確認 →本部長、副本部長に報告 ☐ (安) 警戒本部設置、事故の状況及びモニタリング結果について2役メール ☐ (企) 報道資料を用い、市町村及び表1[P29]の関係部局、防災関係機関に警戒本部設置の連絡 →市町村一斉FAX →危機対策課に関係機関への連絡依頼 ☐ (安) 柏崎刈羽原発へ発電所の状況について逐次報告の依頼と随時確認 ☐ (安) 規制事務所、柏崎市及び刈羽村と技術的内容等について随時情報共有 ☐ (企) 報道発表した報道資料を市町村一斉FAXで情報提供 ☐ (安) 広報センターの被害状況を確認	☐ 柏崎市又は刈羽村で震度5弱以上で原子力災害警戒本部を設置(自動設置) ☐ 登庁 ☐ (防) OFCの被害状況を防災専門官に確認 ☐ (防) OFCやUPZ圏内市町村等を結ぶテレビ会議システムを起動 ☐ (企) 必要に応じ本部会議開催を原安課長が決定 ※本部会議開催のタイミングは事態の進捗等を踏まえ検討 ☐ (企) 本部会議配付資料作成(原安課長決裁後、印刷・セット) 【資料例】 ・次第 ・東京電力からの通報連絡に係る文書等 ☐ 本部会議を開催 →(企) 議事録作成	☐ 報道機関からの問い合わせに対応 ☐ (安) 警戒本部設置、発電所の状況及びモニタリング結果について報道資料作成 (企) 広報広聴課に報道発表を依頼 ☐ (安) 発電所の状況及びモニタリング結果について、必要に応じ、また定期的に報道資料を作成 (企) 広報広聴課に報道発表を依頼	☐ (放) 監視センターにモニタリングポストの測定結果を確認 →安全係又は調整監に報告 ☐ (放) モニタリングポストの稼働状況を確認し、必要に応じて代替機設置 ☐ (放) 環境調査本部要員に登庁連絡
危機対策課	情報収集事態	☐ 本部室からの依頼で関係機関へ警戒本部設置の連絡			
放射線監視センター	情報収集事態				☐ 平常時モニタリング強化 ※緊急時モニタリング実施要領による

(3) 警戒事態

ア 原子力災害警戒本部

担当	区分	②対策本部等の設置・運営
本部長 (危機管理 監又は防災 局長)	警戒 事態	☐ 本部室から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 本部長として警戒本部の活動を掌握、本部員を指揮 ☐ 指示の徹底及び各部局の情報交換と対応調整等のため、必要に応じて本部会議を召集 ☐ 本部会議を開催、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 原子力災害現地対策本部及びOFC機能班要員の派遣を指示 ☐ 必要に応じて、県警察、新潟地方気象台、第九管区海上保安本部等の防災関係機関に対し本部会議への出席の依頼を本部員に指示 ☐ 必要に応じて、知事へ状況を報告
副本部長 (防災局長 等)	警戒 事態	☐ 本部室から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 副本部長として本部長を補佐（本部長職務代理として活動） ☐ 本部室から各種連絡・情報に係る報告を受け、必要に応じて本部長等へ伝達 ☐ 本部会議に参画 ☐ 本部長の指示により、知事へ状況を報告
本部員 (防災局各 課長)	警戒 事態	☐ 本部会議に参画 ☐ 本部長の指示に基づき課員へ指示
本部員 (原子力安 全調整監)	警戒 事態	☐ 本部長の指示に基づき原子力災害現地対策本部へ参集

担当	区分	①情報の収集・整理・連絡	②対策本部等の設置・運営
本部室(原子力安全対策課)	警戒事態	□(安) 柏崎刈羽原発から警戒事態該当事象発生の連絡・FAX 受領 →柏崎刈羽原発に被害の有無、事故の状況等を確認 →放射線監視係にモニタリングの異常の有無を確認 →宿日直に参集メールの送信を指示 →本部長、副本部長に報告 □(安) 警戒本部設置、事故の状況及びモニタリング結果について2役メール □(企) 報道資料を用い、市町村及び表1 [P29]の関係部局、防災関係機関に警戒本部設置等の連絡 →市町村一斉 FAX →危機対策課に関係機関への連絡依頼 □(防) 国からの連絡体制確立、PAZ 要避難者の避難準備等の要請文を受信 →本部長、副本部長に報告 →(企) 市町村一斉 FAX →(防) 柏崎市、刈羽村に避難関連情報提供 →(防) 受入市町に被災・受入施設等の状況を確認・受入準備要請 □(防) PAZ 市村を通じ施設敷地緊急事態要避難者に避難準備(リスク高まる人は屋内退避準備)の連絡(54) □(安) 柏崎刈羽原発へ事故の状況等について逐次報告の依頼と随時確認 □(企) 報道発表した報道資料を市町村一斉 FAX で情報提供。 →危機対策課に防災ポータルへの掲載を依頼 □(安) 必要に応じ、状況確認のため職員を発電所へ派遣 →派遣職員は逐次状況報告 □(安) 規制事務所、柏崎市及び刈羽村と技術的内容等について随時情報共有 □(安) 柏崎原子力広報センターの被害状況を確認	□原子力災害警戒本部を設置(自動設置) □登庁 □(防) O F C の被害状況を防災専門官に確認 □(防) O F C や UPZ 圏内市町村等を結ぶテレビ会議システムを起動 →PAZ・UPZ 市町村へ起動要請・確認 □(企) 本部会議開催を原安課長が決定 ※開催時刻は警戒事態該当の第1報受信後、1時間を目途に検討(本部員等参集必要時間を考慮) ※本部会議開催のタイミングは事態の進捗等を踏まえ検討 □(安) 必要に応じ、東京電力に対し、本部会議への出席及び状況説明を要請 □(企) 本部会議配付資料作成(原安課長決裁後、印刷・セット) 【資料例】 ・次第 ・東京電力、国等からの通報連絡に係る文書等 □本部会議を開催 →(企) 議事録作成 □(防) 本部長から O F C へ要員派遣の指示受領 →防災企画課に要員搬送のための車両の手配を依頼 □(防) O F C の臨時電話開設のため NTT 東日本新潟支店に連絡 □(防) O F C の非常用発電設備、放射線防護対策設備等の点検を委託業者に依頼

③広報活動	④モニタリング	⑤防護措置
□(課長)報道機関からの問い合わせ対応 □(安)警戒本部設置、事故の状況及びモニタリング結果について報道資料作成 →(企)広報広聴課に報道発表を依頼 □(防)本部会議結果の報道発表資料を作成し、広報広聴課に報道発表を依頼 □(防)必要に応じ、広報広聴課を通じ報道機関に対し住民に対する注意喚起の報道を依頼 □(安)事故の状況及びモニタリング結果について、必要に応じ、また定期的に報道資料を作成 →(企)広報広聴課に報道発表を依頼	□(放)モニタリングポストの測定結果を確認 →安全係に報告 □(放)放射線監視センターへ放射線監視強化と緊急時モニタリング等の準備を指示 □(放)環境調査本部要員に参集連絡 □(放)強化した放射線監視結果の報告を受け随時、ホームページで公表	□(防)新潟地方気象台へ毎正時の気象情報の提供を依頼 →一定時の風向風速の観測結果や予測情報を受け、原子力規制委員会現地警戒本部及び柏崎市、刈羽村に情報提供 □(放)東京電力へ放射性物質拡散予測情報の提供を依頼 □(防)市町村と協力し、気象条件、モニタリング結果、拡散予測等を勘案し、PAZ受入先の調整、避難道路等の検討開始 →PAZ受入市町村(村上市、湯沢町、妙高市、糸魚川市)に連絡し、被災・受入施設等の状況を確認。本部長の指示に基づき、受入準備を要請(50) ※広域避難受入調整マニュアル参照 →PAZ受入先までの道路の状況(通行不能等)をPAZ市村に連絡 □(防)PAZ市村とともに避難よりも屋内退避すべき区域があるかどうか検討(50) □(防)PAZ市村に施設敷地緊急事態要避難者の避難のための必要車両、車両確保見込みについて確認(54) →危機対策課へ避難車両の手配を依頼 □施設敷地緊急事態における防護措置の実施要領(案)について国と調整し、実施要領(案)を決定 □(防)放射線防護対策実施施設へフィルタリングシステム起動の準備を依頼

担当	区分	②対策本部等の設置・運営
防災企画課	警戒事態	☐ 本部室からの要員搬送のための車両の手配の依頼を受ける ☐ 要員の人数を確認し管財バス等車両を手配 →要員に出発時間等連絡

担当	区分	①情報の収集・整理・連絡	②対策本部等の設置・運営	③広報活動	⑤防護措置
危機対策課	警戒事態	☐ 本部室からの指示に基づき参集メール（原子力災害警戒）送信 ☐ 本部室からの依頼に基づき警戒本部設置等について関係機関へ連絡	☐ 本庁各部局の参集者の参集状況確認 ☐ 原子力災害対策本部設置の準備（設営）	☐ 本部室からの依頼に基づき防災ポータルによる情報発信	☐ 本部室からの依頼に基づき施設敷地緊急事態要避難者の避難車両の手配開始 ☐ 自家用車両を含めバス、福祉車両、タクシー等あらゆる避難手段・経路を検討し、運送事業者等に事態が進展した際の運送を要請。県警と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定。調整結果を本部室に連絡（51）（62） ☐ 協定を締結しているバス事業者については協定に基づき本部長の指示に基づきバス確保の準備を依頼 ※原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領（新潟県・新潟県バス協会）参照 ☐ 交通渋滞が発生する可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞いたうえで調整。（51） ☐ 人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて周辺市町村や隣接県に支援を要請（62） ☐ 関係機関や隣接県等に支援要請しても不足のときは、国に人員等の確保に関する支援を依頼するよう本部室に依頼（62）

担当	区分	②対策本部等の設置・運営
消防課	警戒事態	☐ 原子力災害対策本部設置の準備（設営）

担当	区分	②対策本部等の設置・運営	③広報活動
広報広聴課	警戒事態	☐ 本部会議開催時の報道対応	☐ 本部室からの依頼に基づき、通報内容、事故の状況等報道発表 ☐ 本部室からの依頼に基づき報道機関に対し住民に対する注意喚起の報道を要請

担当	区分	②対策本部等の設置・運営
管財課 通信管理室	警戒事態	☐ 無線通信回線状況確認（地上系、衛星系、移動系） ☐ 災害現地連絡用無線機の搬送準備

担当	区分	②対策本部等の設置・運営
柏崎地域振興局	警戒事態	☐ プレスセンター（柏崎地域振興局3階会議室）及びプレス控室（同2階会議室）の設営

担当	区分	④モニタリング
放射線監視センター	警戒事態	☐ 平常時モニタリング強化 ☐ 緊急時モニタリング準備 ※緊急時モニタリング実施要領による

担当	区分	① 情報の収集・整理・連絡
本庁各部局	警戒事態	☐ 参集状況を危機対策課に連絡 ☐ 各部局内の連絡調整、情報共有 ☐ 本部室との連絡調整、情報共有

担当	区分	② 対策本部等の設置・運営
現地 （原子力災害 現地対策 本部原子力 対策班（設置 前※））	警戒事態	☐ OFC及びプレスセンター（柏崎地域振興局3階会議室）及びプレス控室（同2階会議室）の設営 ☐ OFCにある県の電話・FAXの機能確認 ☐ OFCの非常用発電設備、放射線防護対策設備等の点検

※要員参集後に活動

担当	区分	④ モニタリング
現地 （原子力災害 現地対策 本部環境調 査本部（設置 前※））	警戒事態	☐ 参集場所（OFC等）に参集 ☐ 緊急時モニタリングの準備 ※緊急時モニタリング実施要領による

※要員参集後に活動

表 1

関係部局、防災関係機関への連絡（情報収集事態、警戒事態）

	機関名	担当課	電話等	F A X 等	受信者
1	秘書課	秘書係	内 2057	ホ-ル掲載 025-280-5074	
2	広報広聴課	企画調整係	内 2112	ホ-ル掲載 025-283-2274	
3	管財課通信管理室	無線第 1 係	内 2323	ホ-ル掲載 025-285-2083	
4	地域医療政策課	地域医療整備 室	内 2591	ホ-ル掲載 025-284-0277	
5	土木部監理課	企画調整室	内 3184	ホ-ル掲載 025-285-3572	
6	柏崎地域振興局地域整備部		0257-21-6304	0257-23-6195	
7	病院局総務課	総務係	内 3661	ホ-ル掲載 025-285-3843	
8	県警警備第二課		内 6980 警 5793	025-284-8939	
9	新潟県消防防災航空隊		025-270-0263	025-270-0265	
10	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部	〇 F C 機能前 (ERC) 住 民 安 全 班	原防 703- 383、388	03-3560-9715 原防「ERC 住民 安全班」	
11	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部	(〇 F C) 住 民 安全班	原防 740- 382～385	0257-28-1032 原 防「〇 F C 住民安全班」	
12	柏崎刈羽原子力規制事務所		原防 740- 530、250、251	0257-23-8632	
13	柏崎市消防本部	総務課	0257-24-1500	0257-24-1119	
14	陸自新発田駐屯地 第 3 〇 普通科連隊		0254-22-3151 (内 290)	0254-22-3151 FAX 切り替え (内 537)	
15	陸自高田駐屯地 第 2 普通科連隊		025-523-5117	025-523-5117 FAX 切り替え (内 529)	
16	海上自衛隊 新潟基地分遣隊	警備科	025-273-7771	同左	
17	空自新潟救難隊		025-273-9211	025-273-9211 FAX 切り替え (内 227)	
18	第九管区海上保安本部	救難課	025-285-0118 内 3263 時間外 025-285-0122	025-288-2613	
19	柏崎刈羽原子力発電所 発電所警戒本部	通報班	0257-20-2341	0257-45-5013 0257-45-3740	
20	石川県	危機対策課	076-225-1482	076-225-1484	
21	福島県	原子力安全対 策課	024-521-7819	024-521-8368	
22	宮城県	原子力安全対 策課	022-211-2607	022-211-2695	

(4) 施設敷地緊急事態・全面緊急事態

ア 原子力災害対策本部

担当	区分	②対策本部等の設置・運営	⑤ 広報活動	⑤防護措置
本部長 (知事)	施設敷地緊急事態	☐ 統括調整部長（危機管理監）から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 本部長として災害対策本部の活動を掌握、本部員を指揮 ☐ 原子力災害現地対策本部長（副知事）から報告を受け、現地状況を把握 ☐ 原子力災害対策本部会議を開催、各部の対応状況を把握、必要事項を指示	☐ 県民への呼びかけ文の作成、発信を指示 ☐ 必要に応じて、記者会見に出席。報道機関を通じ県民へ呼びかけ	☐ 国からの要請事項等に対する対応を検討、決定 【想定される要請事項等】 ・ PAZ 要避難者ヨウ素剤配布・避難・屋内退避 ・ PAZ 避難準備・ヨウ素剤配布準備 ・ UPZ 屋内退避準備 ・ UPZ 一時滞在者帰宅 ・ 情報への注意喚起 →関係本部員へ当該防護措置の実施を指示
	全面緊急事態	☐ 必要に応じて、関係市町村長と連絡調整		☐ 国からの指示案に対する回答（対応）を検討、決定 【想定される指示内容】 ・ PAZ ヨウ素剤配布・避難 ・ PAZ 要避難者屋内退避継続 ・ UPZ 屋内退避 ・ 情報への注意喚起 →関係本部員へ当該防護措置の実施を指示
	（緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）			☐ 国からの指示案に対する回答（対応）を検討、決定 【想定される指示内容】 （対 OIL1 または OIL2 基準値超過地区） ・ 避難（一時移転）指示 ・ 地域生産物の出荷制限、摂取制限指示 ・ 安定ヨウ素剤服用指示 （対 UPZ 内地区） ・ 屋内退避指示（継続） （対 OIL6 基準値超過飲食物） ・ 当該飲食物の摂取制限指示 →関係本部員へ当該防護措置の実施を指示 ☐ その他県独自の防護措置の実施について検討、決定 →関係本部員へ当該防護措置の実施を指示 ☐ 必要に応じ、専門的支援の要請を検討、決定 →統括調整部長へ要請実施を指示 ☐ 必要に応じ、緊急消防援助隊等の応援の要請を検討、決定 →統括調整部長へ要請実施を指示 ☐ 必要に応じ、自衛隊への災害派遣要請を検討、決定（市町村からの要請または県独自判断） →統括調整部長へ要請実施を指示

担当	区分	②対策本部等の設置・運営	③広報活動	⑤防護措置
副本部長 (副知事)	施設敷地緊急事態	☐ 防災局（原子力安全対策課）から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 副本部長として本部長を補佐（本部長職務代理として活動） ☐ 災害対策本部会議に参画		☐ 防護措置の検討・決定、実施について本部長を補佐
	全面緊急事態			

担当	区分	②対策本部等の設置・運営	③広報活動	⑤防護措置
統括調整部長 (危機管理監)	施設敷地緊急事態	（前段階の警戒本部長であるので状況は把握済） ☐ 知事へ状況を報告 ☐ 統括調整部長として統括調整部の活動を掌握、統括調整部要員を指揮		☐ 各防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐 ☐ 本部長からの指示に基づき防護措置を実施
	全面緊急事態	☐ 必要に応じ統括調整会議を招集、必要事項を指示 ☐ 災害対策本部会議に参画		

担当	区分	②対策本部等の設置・運営	③広報活動	⑤防護措置
応急対策各部長	施設敷地緊急事態	☐ 当該部の連絡調整担当の要員から連絡を受け、状況を把握、当該部に係る必要事項を指示 ☐ 災害対策本部会議に参画 ☐ 当該部の活動を掌握、当該部要員を指揮		☐ 当該部に係る防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐 ☐ 本部長からの指示に基づき当該部に係る防護措置を実施
	全面緊急事態			

イ 原子力災害対策本部統括調整部

※ 統括調整部の各局・班について、原子力災害対策の主たる活動である住民の避難や屋内退避および飲食物等摂取制限・出荷制限等の防護措置実施に係る事務を、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を踏まえ記載している。

※ ここに記載がない事務は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）及び同（震災対策編）による。

※ 各局（班）で記載の分掌事務は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から関係分掌事務を抜粋したもの。

※ 文末の（）で記載している数字は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の関連頁番号

担当	区分	事務
統括調整グループ（調整担当） 【分掌事務】 ①災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事 ②関係機関等への応援要請の要否の決定に関する事	施設敷地緊急事態発生以降	① 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事 ☐ 災害対策本部会議の調整（目的・次第等） ☐ 県、市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送が円滑に実施できるよう、関係機関の協力を得て、優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通状況等を勘案し調整する。（62） ※避難関係は避難調整局が、物資については輸送調整班が車両を手配
		② 関係機関等への応援要請の要否の決定に関する事 ☐ 原子力規制庁等からの専門職員の派遣要請を検討。必要な場合、統括調整部長の指示に基づき要請（38） ☐ 指定行政機関又は指定地方行政機関からの職員派遣要請を検討。必要な場合、統括調整部長の指示に基づき、要請又は総理大臣に斡旋を求める。（38） ☐ 国の原子力災害対策本部等の応援要請を検討。必要な場合、統括調整部長の指示に基づき要請（44） ☐ 他道府県等の協定等に基づく応援要請を検討。必要な場合、統括調整部長の指示に基づき要請（44） ☐ 緊急消防援助隊の出動などの応援要請を検討。必要な場合又は市町村からの連絡があった場合、統括調整部長の指示に基づき要請。即時避難指示の発出時は原則として応援要請の準備を実施（44） ☐ 自衛隊の派遣要請を検討。市町村長から要請があった場合又は必要な場合、統括調整部長の指示に基づき要請（44） ☐ 救助・救急・消火活動に関し消防庁、県内市町村、原子力事業者等の応援要請を検討。PAZ・UPZ 市町村から応援要請があった場合又は必要な場合、統括調整部長の指示に基づき要請（63） ☐ 県内の消防力に対応できるか検討。PAZ・UPZ 市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合又は県内の消防力では対応できないと判断した場合、消防庁等に緊急消防援助隊等の出動を要請。結果を要請した市町村に直ちに連絡（63） ☐ 第九管区海上保安本部等の救助・救急活動の要請を検討。PAZ・UPZ 市町村から海上での救助・救急活動について応援要請があった場合又は必要な場合、統括調整部長の指示に基づき要請。（64） ☐ 海上での救助・救急活動について、県内の防災関係機関では対処できない場合、自衛隊の災害派遣要請を検討。統括調整部長の指示に基づき災害派遣要請。（64） ☐ 空中からの救助・救急活動について、県警、他道府県等の応援要請を検討。PAZ・UPZ 市町村から空中からの救助・救急活動の応援要請があった場合又は必要な場合、統括調整部長の指示に基づき応援要請（64） ☐ 関係消防本部消防長から、広域航空消防応援の要請があった場合、統括調整部長の指示に基づき消防庁に要請（64）
統括調整グループ（情報分析担当） 【分掌事務】 ①被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事 ②統括調整部各班及び災害対策本部各部が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事	施設敷地緊急事態発生以降	①被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事 ☐ 災害対策本部員の市町村災害対策本部への派遣を検討。市町村から応援要請があった場合又は必要な場合、統括調整部長の指示に基づき派遣（38）
		②統括調整部各班及び災害対策本部各部が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事 ☐ 調整担当が行う要請等に関する事前検討 ☐ 地図情報の統括

担当	区分	事務
広域応援・受援調整グループ 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし	施設敷地緊急事態発生以降	
原子力対策班（県庁） 【分掌事務】 ①発電所との連絡及び事故情報の把握に関すること ②防護対策区域の検討に関すること ③避難退避指示に関すること ④住民等の避難、屋内退避及び立入制限の連絡に関すること ⑤その他	施設敷地緊急事態発生以降	①発電所との連絡及び事故情報の把握に関すること ☐ 柏崎刈羽原発から電話及びFAXで通報連絡を受信 ☐ 必要に応じ、統括調整部長の指示に基づき、原子力事業者に対し、災害対策本部への職員の派遣を要請(38) (東京電力はリエゾンを派遣することとしている) ☐ 県庁に派遣された東京電力社員から事故情報等を入手 ☐ OFCの原子力対策班から情報(ERSS、安全性評価等)を入手 ☐ 事故情報を整理し、災害対策本部会議で報告、共有 ☐ 必要に応じ市町村に事故情報等を情報収集班に依頼し情報提供 ☐ 事故情報や国の安全性評価について広報局へ依頼し住民等に広報(47) ☐ モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性や住民がとるべき行動等について広報局へ依頼し広報。これらの情報が入手できない場合もその旨広報(47) ②防護対策区域の検討に関すること ☐ 警戒事態発生段階から、市町村と協力し、気象条件、モニタリング結果、拡散予測等を勘案し、PAZ受入先の調整、避難道路及び屋内退避すべき区域を検討し、統括調整部長に報告(49) ☐ 検討時は、国と協力し、基本的にはEAL・OILの考え方に基づいて、事故の不確実性や急速な進展の可能性を考慮(50) ☐ 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害などにより、避難することが危険な場合は屋内退避することを、屋内退避することが危険な場合は避難することを市町村とともに検討(50) ☐ 緊急避難完了後、国の原子力被災者生活支援チームと連携し、事故対応の進捗の状況に応じて、避難区域等の設定・見直し(計画的避難の実施や一時立入業務を含む)(56) ☐ 大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討(安定ヨウ素剤服用については、緊急時医療本部に検討を依頼)(70) ③ 避難退避指示に関すること ☐ 国から示される避難・屋内退避指示案について誤りや問題がないか内容を確認し、統括調整部長に報告 ☐ 避難調整局での避難手段・経路の検討に基づき円滑に避難できる手段・経路の指示案をまとめ、統括調整部長に報告(51) ☐ 自家用車等利用困難な住民には退避所・集合場所への移動することを指示案に入れる。(51) ☐ 新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行う。(55) ☐ モニタリングの結果、放射線量が避難基準を下回った場合、除染対策等を勘案し、市町村と協議して可能な区域から避難指示を解除(56)

【施設敷地緊急事態発生時】

- 「施設敷地緊急事態における防護措置の実施要領（案）」を策定し、災害対策本部会議で決定、国に確認（検討は、警戒事態発生段階から開始）

＜PAZ 関係＞

- 市町村との広域的な避難調整を実施

→PAZ 受入市町（村上市、湯沢町、妙高市、糸魚川市）に要避難者の受入準備状況及び避難経路所・避難所開設状況を確認。避難住民等の受入を要請

→PAZ 市村に受入施設開設状況を連絡(54)

- 国から要請があった場合、統括調整部長に報告のうえ（国から要請がない場合、統括調整部長の指示に基づき）、PAZ 市村に対し、避難の準備、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難及び避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者等については、防護対策を実施した施設を活用する等して、屋内退避を行うよう連絡(54)

＜UPZ 関係＞

- 国から要請があった場合、統括調整部長に報告のうえ（国から要請がない場合、統括調整部長の指示に基づき）、UPZ 市町に対し、屋内退避の準備、住民への屋内退避の実施における留意点の呼びかけについて要請

- 屋内退避の準備の段階で、屋内退避可否の判断材料とするため、ライフライン・交通情報班から屋内退避を実施する予定の区域のライフラインの状況を、食料物資部から食料、救援物資の手配の状況に関する情報を受ける。

- 市町村との広域的な避難調整を実施

UPZ 受入市町村（新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村、燕市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、長岡市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市）に状況を説明し、被災・受入施設等の状況を確認。統括調整部長の指示に基づき受入準備を要請

【全面緊急事態発生以降】

- 「全面緊急事態における防護措置の実施要領（案）」を策定し、災害対策本部会議で決定後、国に確認
- 放射性物質が放出された場合は、「OIL2における防護措置の実施要領（案）」を策定し、災害対策本部会議で決定、国に確認

<PAZ 関係>

- 市町村との広域的な避難調整を実施
 - PAZ 受入市町村に避難経由所・避難所の開設状況を確認。PAZ 避難の受入市町村に避難住民等の受入を要請。(50)
 - PAZ 市村に避難経由所・避難所の開設状況を連絡
- 受入市町村の被災等により受入困難な場合は他の市町村と調整
- 避難調整後、統括調整部長の指示に基づき直ちに避難をするよう PAZ 市村の長を経由して指示 (50)

<UPZ 関係>

- 以下の場合、統括調整部長の指示に基づき、UPZ 市町村に速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、避難市町村の長を経由して、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示 (51)
 - ・モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合
 - ・国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合
- 受入市町村が被災等により受入困難な場合は他の市町村と調整

<UPZ 外関係>

- モニタリングの結果、統括調整部長の指示に基づき、必要に応じて UPZ と同様に屋内退避及び避難等の対応を UPZ 外市町村の長を経由して当該区域の住民等に対し、指示 (51)
- 以下の場合、統括調整部長の指示に基づき、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として速やかに避難をするよう指示 (52)
 - ・モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況、放射性物質拡散予測情報から避難が必要と判断される場合
 - ・国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合
- UPZ 外市町村の避難が必要になった場合は、避難先を調整し避難経由所及び避難所を当該市町村に連絡

④ 住民等の避難、屋内退避及び立入制限の連絡に関すること

<住民へ>

- 住民等の避難誘導に当たり、避難市町村に協力し、広報局へ依頼し、住民等に向けて避難や避難退域時検査（スクリーニング）等の場所、災害の概要その他の避難に資する情報を提供。あわせて国の原子力災害現地対策本部等にも情報提供。また、災害の実態に応じて、市町村と連携し飼い主にペットとの同行避難を呼びかける。(51)
- 広報局へ依頼し、市町村の避難所や避難退域時検査（スクリーニング）等の場所の住民等への周知を支援 (52)

<市町村等へ>

- 施設敷地緊急事態発生後、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び現地事故対策本部から通報・連絡を受けた事項について、情報収集班に依頼し、防災関係機関及び防災無線の一斉通報 FAX 等により、市町村及び消防本部に連絡。その際、PAZ 市村と同様の情報を PAZ 市村を除く市町村に連絡。また、PAZ 市村を除く市町村に PAZ の避難が円滑に進むよう配慮願う旨伝達 (40)

⑤その他

＜防災業務関係者の安全確保＞

- 防災業務関係者の被ばく管理について、国の原子力災害対策本部（又は原子力災害現地対策本部）及び原子力事業者と連絡を密にし適切に行う。（64）
 - 災害特有の異常心理下での活動において防災要員が冷静な判断と行動を取れるよう、また、二次災害発生防止のため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。（64）
 - 統括調整部長の指示に基づき、市町村やその他防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示（64）
 - 統括調整部長の指示に基づき、防護資機材が不足しないよう関係機関に防護資機材の調達の要請を行うとともに、不足が生じた場合、原子力対策班（OFC）に依頼し、原子力災害合同対策協議会等の場において関係機関に対し、防護資機材の確保のための支援を依頼（64）
 - 防災業務関係者の被ばく管理は各機関独自に行うが、困難な場合は、防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行う。（65）
 - 応急対策活動を行う防災業務関係者の放射線防護のため資機材を確保する。（65）
 - 応急対策を行う職員等の放射線防護のため、国、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。（66）
- ＜OFC原子力対策班との連絡＞
- OFCの原子力対策班と密に連絡をとり情報を共有

担当	区分	事務
原子力対策班（OFC） 【分掌事務】 ①発電所との連絡及び事故情報の把握に関すること ②OFCの設営及び運営に関すること ③国対策本部との報道発表内容の調整に関すること ④その他	施設敷地緊急事態発生以降	①発電所との連絡及び事故情報の把握に関すること ☐ 現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会に出席し事故情報を入手 ☐ プラントチームを通じて事故情報を入手 ☐ 入手した事故情報を原子力対策班（県庁）に連絡 ②OFCの設営及び運営に関すること ☐ 国の原子力災害現地対策本部、PAZ・UPZ 市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに原子力災害合同対策協議会において、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。(42) ☐ 現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の運営支援班とともに設営及び運営を行う。 ☐ 被ばく管理を行う場所を設定。各機関で行う被ばく管理を支援。必要に応じ除染等の医療措置を緊急医療本部に依頼(65) ③国対策本部との報道発表内容の調整に関すること ☐ 現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、国、指定行政機関、公共機関、市町村及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、調整した上で情報の公表、広報を行う。(47) ④その他 ☐ 原子力対策班（県庁）と密に連絡をとり情報を共有 ☐ 原子力災害現地対策本部長の指示に基づき、原子力災害現地対策本部員に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図る(64) ☐ 応急対策活動を行う防災業務関係者の防護対策のための資機材を確保(65) ☐ 防護資機材に不足が生じた場合、関係機関に対し現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会等の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼。(65) ☐ 応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。(66)
避難調整局 【分掌事務】 ①避難の総合的な進行管理に関すること ②運送事業者への避難住民の運送要請及び調整に関すること ③避難における国・他地方公共団体への要請に関すること ④市町村が行う避難誘導への支援に関すること ⑤避難誘導における関係機関との連絡調整に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①避難の総合的な進行管理に関すること 【施設敷地緊急事態発生時】 ☐ PAZ 市村へ住民への避難準備指示の伝達状況を確認 ☐ 保健福祉班、教育対策班へ施設敷地緊急事態要避難者の避難状況を確認 ☐ UPZ 市町へ住民への屋内退避の準備指示の伝達状況を確認 ☐ 以上の情報をまとめ、統括調整部長に報告 【全面緊急事態発生以降】 ☐ PAZ 市村へ住民の避難状況を確認 ☐ 保健福祉班、教育対策班へ施設敷地緊急事態要避難者の避難状況を確認 ☐ UPZ 市町へ屋内退避や避難の状況を確認 ☐ 以上の情報をまとめ、統括調整部長に報告

※避難元と避難先の調整については広域避難受入調整マニュアルを参照

- ②運送事業者への避難住民の運送要請及び調整に関すること
- 自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等あらゆる避難手段・経路を検討し、運送事業者等に要請。県警と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定。調整結果を原子力対策班に連絡(51)(62)
 - 自家用車両による避難の場合、交通渋滞となる可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞いたうえで調整(51)
 - 人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて周辺市町村や隣接県に支援を要請(62)
 - 関係機関や隣接県等に支援要請しても不足のときは、原子力災害合同対策協議会の場等で人員等の確保に関する支援を依頼するよう原子力対策班に依頼(62)
- 【施設敷地緊急事態発生時】
- ＜施設敷地緊急事態要避難者の避難＞
- (警戒事態発生時の危機対策課の事務から継続)
- 施設敷地緊急事態要避難者の輸送手段の確保状況及びバス、福祉車両等の必要台数、発着場所、発着場所での対応者をPAZ市村の災害対策本部へ確認。必要に応じ保健福祉班、教育対策班へ確認
 - 事前に要請してある運送事業者等に運送を要請
 - 不足の車両について、救援救助班及び航空運用調整班と協力し、引き続き手配を継続。関係機関に支援を要請するとともに必要に応じて周辺市町村や隣接県に支援を要請。それでも不足のときは、原子力災害合同対策協議会の場等で人員等の確保に関する支援を依頼するよう原子力対策班に依頼(62)
 - 必要に応じ、運転手の防護対策を検討し手配
- ※バスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」(新潟県・新潟県バス協会)に基づき、バス事業者に運行を要請
- 車両の手配状況をPAZ市村の災害対策本部及び保健福祉班、教育対策班に連絡
- ＜PAZ一般住民の避難準備＞
- PAZ市村の災害対策本部にPAZ一般住民の避難のための必要車両について確認
 - 自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等あらゆる避難手段・経路を検討し、運送事業者等に事態が進展した際の運送を要請。県警と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定。調整状況を統括調整部長に報告(51)(62)
 - バスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」(新潟県・新潟県バス協会)に基づき、避難が必要となる全面緊急事態に備え、PAZ市村、バス事業者と調整
 - 交通渋滞が発生する可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞いたうえで調整(51)
 - 人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて周辺市町村や隣接県に支援を要請(62)
 - 関係機関や隣接県等に支援要請しても不足のときは、原子力災害合同対策協議会の場等で人員等の確保に関する支援を依頼するよう原子力対策班(県庁)に依頼(62)

	【全面緊急事態発生以降】 ＜PAZ 一般住民の避難＞ □PAZ 一般住民の輸送手段の確保状況及びバス等の必要台数、発着場所、発着場所での対応者を PAZ 市村の災害対策本部へ確認 □事前に調整してあるバス事業者等に運送を要請。運転手の防護対策を手配（被ばく線量が1ミリシーベルトを下回る場合に要請可能） □不足の車両について、救援救助班及び航空運用調整班と協力し、引き続き手配を継続。関係機関に支援を要請するとともに必要に応じて周辺市町村や隣接県に支援を要請。それでも不足のときは、原子力災害合同対策協議会の場等で人員等の確保に関する支援を依頼するよう原子力対策班（県庁）に依頼（62） □車両の手配状況を PAZ 市村の災害対策本部に連絡 ＜UPZ 住民の避難準備＞ □UPZ 住民の避難指示が出された場合に備え、中継地点（避難者が防災関係機関の車両からバスに乗り換え）とするための避難退域時検査会場（スクリーニングポイント）や交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを検討 □バスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」（新潟県・新潟県バス協会）に基づき、UPZ 住民の避難に備え、UPZ 市町村、バス事業者と調整 □汚染地域での輸送になるため自衛隊等防災関係機関に統括調整部長の指示に基づき要請 ＜UPZ 住民の避難＞ □UPZ 住民の避難指示を踏まえ、運送車両の必要台数、発着場所、発着場所での対応者を UPZ 市町の災害対策本部へ確認 □中継ポイント、中継ポイントでの対応者、緊急輸送ルート等を調整し、汚染地域の輸送を担う防災関係機関と事前に調整してあるバス事業者等に運送を要請。運転手の防護対策を手配（被ばく線量が1ミリシーベルトを下回る場合に要請可能） □車両や人員が不足の場合は、原子力災害合同対策協議会の場等で人員等の確保に関する支援を依頼するよう原子力対策班に依頼（62） □車両の手配状況を当該 UPZ 市町の災害対策本部等に連絡
	③避難における国・他地方公共団体への要請に関すること 【施設敷地緊急事態】 （警戒事態発生時の本部室の事務から継続） □UPZ 外市町村に対し施設敷地緊急事態要避難者の避難に協力するよう統括調整部長の指示に基づき要請（54） 【全面緊急事態発生以降】 □住民避難の支援が必要な場合は市町村と連携し統括調整部長の指示に基づき国に要請（49） ＜UPZ 住民の避難＞ □県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、隣接県（山形県、福島県、群馬県、長野県、富山県）にあらかじめ協議した事項に基づき、統括調整部長の指示で受入を要請（53）
	④市町村が行う避難誘導への支援に関すること □一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導について配慮し広報局へ依頼する。（50） □住民等の避難誘導に関し、開設する避難経路所又は、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報の収集を情報収集班へ依頼し、市町村に情報提供する。（52）
	⑤避難誘導における関係機関との連絡調整に関すること □市町村が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に統括調整部長の指示に基づき要請（57） □応急対策実施区域及びその周辺（海上含む）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し万全を期する。（57）
環境調査本部	※新潟県緊急時モニタリング実施要領による

担当	区分	事務
情報収集班 【分掌事務】 ①市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること ②市町村への情報提供（一斉FAX/総合防災情報システム）に関すること ③初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること □広域避難受入調整のため、FAX等を用いUPZ市町に住民数等を確認。確認内容を取りまとめ原子力対策班に伝えとともに確認内容をUPZ受入市町村にFAX（広域避難受入調整マニュアルに基づき実施） □広域避難受入調整のため、FAX等を用いUPZ受入市町村に受入可否等を確認。確認内容を取りまとめ原子力対策班に伝えとともに確認内容をUPZ市町にFAX（広域避難受入調整マニュアルに基づき実施） ②市町村への情報提供（一斉FAX/総合防災情報システム）に関すること □事故の状況やモニタリングポストの観測値、避難の必要性など県が広報した内容について、広報局からの依頼に基づき、市町村及び消防本部に対し防災行政無線や総合防災情報システム等により連絡(47) □住民等の避難誘導に関し、開設する避難経路所又は、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を、避難調整局からの依頼に基づき、市町村に情報提供(52) □施設敷地緊急事態発生後、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び現地事故対策本部から通報・連絡を受けた事項について、原子力対策班からの依頼に基づき、防災関係機関及び防災行政無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に連絡。その際、PAZ市村を除く市町村にPAZの避難が円滑に進むよう配慮願う旨伝達(40) □汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、衛生・廃棄物班からの依頼に基づき、市町村に住民への周知徹底及び注意喚起を実施するよう連絡(60) ③初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること □受入市町村等と連携し、それぞれの避難場所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、統括調整部長に報告及び災害対策本部関係各部に伝達のうえ、国等に報告(52)
ライフライン・交通情報班 【分掌事務】 ①交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること ②ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること □警戒事態発生時の危機対策課の事務（交通・道路状況の確認）の状況を把握 □公共土木対策班から、また、県警察、自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の避難経路選定や緊急輸送活動に必要な情報を把握し、統括調整部長に報告及び災害対策本部関係各部に伝達(62) ②ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること □自然災害などにより、屋内退避が避難より危険を伴うか検討するため、ライフラインの状況を収集・整理し原子力対策班に伝達（50）

担当	区分	事務
救援救助班 【分掌事務】 ①緊急消防救助隊、被災地外消防本部、自衛隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に關すること	施設敷地緊急事態発生以降	①緊急消防救助隊、被災地外消防本部、自衛隊、消防防災航空隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に關すること ☐ 自衛隊の被ばく管理について原則は自衛隊独自で行うが困難で要請があった場合は、緊急時医療本部に被ばく管理を依頼。それが困難な場合は統括調整部長の指示に基づき国の原子力災害現地対策本部に被ばく管理要員の派遣要請(44) ☐ 国、市町村と適切に役割分担し、各種の応援部隊等の活動拠点及び救急・救助並びに消火活動拠点となる施設を確保(45) ☐ 緊急時医療本部からの依頼又は関係市村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、統括調整部長の指示に基づき自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請(60) ☐ 陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合に、輸送調整班からの依頼に基づき、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施(63) ☐ 重点区域を含む市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保(63)
航空運用調整班 【分掌事務】 ①救助部隊（航空）の活動調整に關すること	施設敷地緊急事態発生以降	①救助部隊（航空）の活動調整に關すること ☐ 空中に放射性物質の影響が及んだとき、又は及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプターの活動等に支障が生じると認められる場合等は、統括調整部長の指示に基づき国に飛行規制を要請(58) ☐ 緊急を要する場合や孤立地帯への輸送について、消防防災ヘリ、警察ヘリ等により、災害応急対策要員、医療従事者、緊急時モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送(62) ☐ 特に必要と認める場合、統括調整部長の指示に基づき、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請(62) （臨時着陸場については、輸送調整班が市町村と調整） ☐ 重点区域を含む市町村から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、県消防防災ヘリ、ドクターヘリによる救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ空中における放射性物質の状況に留意しつつ、統括調整部長の指示に基づき、県警察、他都道府県に対し応援を要請(64)
総務局 【分掌事務】 ①災害用通信施設の機能確保に關すること ②災害対策本部会議の開催に關すること	施設敷地緊急事態発生以降	①災害用通信施設の機能確保に關すること ☐ 原子力事業者からの通報があったときは、直ちに情報連絡のための通信手段を確保(42) ☐ 必要に応じ、統括調整部長の指示に基づき、電気通信事業者に対して県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請(42) ②災害対策本部会議の開催に關すること ☐ 計画的な会議資料等の準備 ☐ 本部会議開催後、会議結果をとりまとめ、共有
広報局 【分掌事務】 ①生活関連情報の提供に關すること ②県の災害対応に關する情報提供及び呼びかけに關すること ③被災者からの相談、苦情、要望等の受付に關すること	施設敷地緊急事態発生以降	①生活関連情報の提供に關すること ☐ 情報伝達にあたって、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。(48) ☐ 安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供する。(48) ☐ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に關する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、受入市町村等と協力し、適切に情報提供する。(48)

	②県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること □広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、防災行政無線等により連絡するよう情報収集班へ依頼(47) □国及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。(47) □住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。(47) □利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。(47) □住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。(47) □環境調査本部からの依頼に基づき、緊急時モニタリング結果を速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に周知(46) □避難調整局からの依頼に基づき、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示及び避難誘導について周知する。(50) □原子力対策班からの依頼に基づき、原子力事業者が公表する事実及び国が行う発電所の安全評価の情報を、住民等に対して速やかに広報(47) 広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報し、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。(47) □原子力対策班からの依頼に基づき、住民等の避難誘導において避難市町村に協力し、住民等に向けて避難経路所や避難所、避難退域時検査（スクリーニング）等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。(51) □原子力対策班からの依頼に基づき、避難経路所や避難所及び避難退域時検査（スクリーニング）等の場所の住民等に対する周知について避難市町村を支援する。(52) □原子力対策班からの依頼に基づき、市町村と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。(51) □衛生・廃棄物班からの依頼により、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底および注意喚起を実施する。(60) ③被災者からの相談、苦情、要望等の受付に関すること □国、市町村等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立(48) □住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。(48)
渉外局 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし	

ウ 原子力災害対策本部応急対策各部

※ 応急対策各部の各局・班について、原子力災害対策の主たる活動である住民の避難や屋内退避および飲食物等摂取制限・出荷制限等の防護措置実施に係る事務を、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を踏まえ記載している。

※ ここに記載がない事務は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）及び同（震災対策編）による。

※ 各局（班）で記載の分掌事務は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から関係分掌事務を抜粋したもの。

保健医療教育部

担当	区分	事務
緊急時医療本部		※新潟県原子力災害医療マニュアル、新潟県安定ヨウ素剤配布計画及び新潟県避難退域時検査（スクリーニング）・簡易除染マニュアルによる
保健医療調整班 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし		
医療活動支援班 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし		
保健福祉班 【分掌事務】 ①要配慮者（施設入所者を含む。）の被災状況の把握に関すること ②社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること ③要配慮者の対応に係る市町村支援（職員派遣等）に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①要配慮者（施設入所者を含む。）の被災状況の把握に関すること □市町村に協力し、避難誘導、避難所等での生活に関して、要配慮者に十分配慮し、健康状態を把握する。(53) □要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。(54) ②社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること □原課を通じて UPZ 外の福祉施設（又は協会）への受入可能規模の確認作業が必要 ③要配慮者の対応に係る市町村支援（職員派遣等）に関すること □市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備に努める。(53) □要配慮者に向けた情報提供についても十分配慮する。(54)
衛生・廃棄物班 【分掌事務】 ①飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関すること ②水道事業者等に対する給水制限命令に関すること ③上水道の測定に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関すること □国からの指示及び要請に基づき、または、必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を環境調査本部、農林水産・農地対策班と連携し実施(60) □国の指示及び要請、並びに放射性核種濃度測定調査に基づき、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除を実施するよう保健医療教育部長の指示に基づき市町村に指示(60) □飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）第3章第37節の給水・上水道施設応急対策に基づき、市町村と協力して関係住民への応急対策を講ずる。(61)

		②水道事業者等に対する給水制限命令に関すること ☐国の指示及び要請並びに放射性核種濃度測定調査に基づき、水道事業者等に対し、汚染水源の使用禁止、給水制限命令等必要な措置及びこれらの解除を実施するよう保健医療教育部長の指示に基づき指示(60)
		③上水道の測定に関すること ☐水源を含め上水道について環境調査本部と連携し放射性物質による汚染状況を調査
教育対策班 【分掌事務】 ①児童及び生徒の被害状況の把握に関すること ②校舎待機児童及び生徒の状況把握に関すること ③校庭、グラウンド等の土壌測定に関すること ④その他	施設敷地緊急事態発生以降	①児童及び生徒の被害状況の把握に関すること ②校舎待機児童及び生徒の状況把握に関すること ☐避難指示が出ている区域の学校の児童、生徒の引き渡し状況や避難状況を市町村の災害対策本部や学校に確認し、保健医療教育部長に報告 ☐屋内退避指示が出ている区域の学校の児童、生徒の引き渡し状況を市町村の災害対策本部や学校に確認し、保健医療教育部長に報告 ③校庭、グラウンド等の土壌測定に関すること ☐必要に応じ、環境調査本部と連携し校庭、グラウンド等の汚染状況を調査 ④その他 ☐学校施設の退避、避難施設としての使用に協力

被災者対策部

担当	区分	事務
被災者対策班 【分掌事務】 ①避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること ②その他	施設敷地緊急事態発生以降	①避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること ☐ 住民等の避難が長期化した場合には、市町村と協力の上、避難者の健康、プライバシーの保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び家庭動物の保護場所の確保等に留意するとともに、要配慮者の待遇及び男女のニーズの違いについて十分配慮した支援を行うため、情報を整理し、被災者対策部長に報告する。(55)
		②その他 ☐ 避難市町村が行う指定避難所外に避難した住民の所在調査について避難市町村に協力する。(48)
災害ボランティア調整班 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし		

食料物資部

担当	区分	事務
食料班 【分掌事務】 ①市町村からの食料供給応援要請の受付及び把握に関する事 ②食料供給に係る協定締結団体等への要請に関する事 ③県備蓄物資の供給に係る決定及び指示に関する事	施設敷地緊急事態発生以降	①市町村からの食料供給応援要請の受付及び把握に関する事 ②食料供給に係る協定締結団体等への要請に関する事 ③県備蓄物資の供給に係る決定及び指示に関する事 ☐ 市町村から避難所、屋内退避所等において必要となる飲料水、飲食物等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請を行う。（55） ☐ 飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）第3章第26節の食料・生活必需品等供給計画に基づき、市町村と協力して関係住民への応急対策を講ずる。（61）
救援物資班 【分掌事務】 ①市町村からの生活必需品等供給応援要請（食料品を除く）の受付、把握及び配布に関する事 ②生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事 ③県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事 ④物資の一時集積、保管、分類及び在庫管理に関する事	施設敷地緊急事態発生以降	①市町村からの生活必需品等供給応援要請（食料品を除く）の受付、把握及び配布に関する事 ②生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事 ③県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事 ☐ 市町村から避難所、屋内退避所等において必要となる生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請を行う。（55） ④物資の一時集積、保管、分類及び在庫管理に関する事 ☐ あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地（公共施設、体育館、倉庫等）を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。（55）
輸送調整班 【分掌事務】 ①食料物資、要員等の緊急輸送手段及び輸送経路の決定に関する事 ②食料物資の輸送に係る車両船舶等の調達斡旋に関する事 ③食料物資の航空輸送の調達手配に関する事 ④臨時ヘリポートの確保に関する事 ⑤鉄道事業者への輸送応援要請に関する事 ⑥食料物資の広域物資輸送拠点の確保に関する事	施設敷地緊急事態発生以降	①食料物資、要員等の緊急輸送手段及び輸送経路の決定に関する事 ☐ 警察と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定（62）その際、避難経路に関する避難調整局の検討結果を参考にする。 ----- ②食料物資の輸送に係る車両船舶等の調達斡旋に関する事 ☐ 人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請 それでも不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場等において人員、車両等の確保に関する支援を依頼するよう原子力対策班に依頼（62） ☐ 陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合には、必要に応じ、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求め、さらに必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施（63） ----- ③食料物資の航空輸送の調達手配に関する事 ☐ 発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への輸送については、放射性物質の影響を踏まえた上で、消防防災ヘリ、警察ヘリ等により、災害応急対策要員、医療従事者、緊急時モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送（63） ----- ④臨時ヘリポートの確保に関する事 ☐ 市町村から市町村が選定したヘリの臨時離着陸場の連絡を受け、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。（62） ----- ⑤鉄道事業者への輸送応援要請に関する事 ☐ 鉄道によって輸送する場合は、鉄道事業者と協議して行う。（62） ----- ⑥食料物資の広域物資輸送拠点の確保に関する事 ☐ 国と市町村との適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点等の活動拠点となる施設（公共施設、体育館、倉庫等）を確保（45）

生活基盤対策部

担当	区分	事務
公共土木対策班 【分掌事務】 ①各施設の応急復旧の実施及び調整に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①各施設の応急復旧の実施及び調整に関すること ☐ 道路や河川等公共土木施設の管理者から、被災・復旧見込みや通行可能等の避難経路選定や緊急輸送活動に必要な情報を把握し、生活基盤対策部長に報告及びライフライン・交通情報班に伝達 ☐ 選定された避難経路・緊急輸送ルートの確保や道路の応急復旧に関する情報収集を行い、円滑な避難・輸送を支援（62）
	全面緊急事態発生以降	①各施設の応急復旧の実施及び調整に関すること ☐ 県警察や自衛隊などの協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の避難経路選定や緊急輸送活動に必要な情報を把握し、生活基盤対策部長に報告及びライフライン・交通情報班に伝達（62）
農林水産・農地対策班 【分掌事務】 ①農林水産物の測定、汚染農林水産物の流通規制に関すること ②農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①農林水産物の測定、汚染農林水産物の流通規制に関すること ☐ 国の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市町村等に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう生活基盤対策部長の指示に基づき指示（60） ア 農産物の作付け制限 イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止 ウ 農林水産物等の出荷制限 エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限 オ その他必要な措置
		②農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること ☐ 環境調査本部と連携し、農業用水の汚染状況について情報収集し必要な対応を実施

生活再建支援部

担当	区分	事務
生活再建支援班 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし		
住宅確保対策班 【分掌事務】 ①災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な情報の収集に関すること ②民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること ③応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な情報の収集に関すること ☐ 応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。(56) ----- ②民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること ☐ 国及び避難市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所生活の早期解消に努める。(56) ----- ③応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること ☐ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。(56)
事業再建支援班 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし		
義援金受入配分班 【分掌事務】 ※原子力災害対策の防護措置実施に直接係る事務なし		

治安対策部

担当	区分	事務
警備・交通・地域対策班 【分掌事務】 ①災害警備活動に関すること ②県及び新潟県警察災害警備本部との連絡調整に関すること ③他機関との連絡調整に関すること	施設敷地緊急事態発生以降	①災害警備活動に関すること ☐ 新潟県警察災害警備本部で実施 ②県及び新潟県警察災害警備本部との連絡調整に関すること ③他機関との連絡調整に関すること ※大規模災害発生時における交通規制計画による

エ 原子力災害現地対策本部

担当	区分	②対策本部等の設置・運営
現地本部長 (副知事)	施設敷地緊急事態発生以降	☐ 現地事故対策連絡会議（原子力災害合同対策協議会）に出席し、状況を把握し、必要事項を指示 ☐ 現地本部長として現地本部の活動を掌握、現地本部員を指揮 ☐ 現地状況を本部長に報告 ☐ 必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示(64)
現地副本部長 (防災局次長)	施設敷地緊急事態発生以降	☐ 現地副本部長として現地本部長を補佐（現地本部長職務代理として活動） ☐ 現地事故対策連絡会議（原子力災害合同対策協議会）に出席
現地本部員	施設敷地緊急事態発生以降	☐ 応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。(66) ☐ 現地事故対策連絡会議に出席し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該者を通じて国等との連絡・調整・情報の共有を行う。(38) ☐ 原子力災害合同対策協議会に出席し、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。(38) また、原子力防災センター等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等の避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させる。(38) ☐ 国、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び市町村とともに、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。(42)